豊島区デジタルサイネージガイドライン

近年増加しているデジタルサイネージによる屋外広告物は、表示する情報の更新が容易で、多様な表現が可能であり、街のにぎわい創出に寄与する期待がある一方、「光」や「音」等が景観や周辺環境に大きな影響を与えるおそれがあります。

そのため、デジタルサイネージの表示・設置において、景観上望ましい基準等を以下のとおり示し、周辺環境へ配慮していただくため、「豊島区デジタルサイネージガイドライン」を定めます。

1 ガイドラインの対象

対象地域

区内全域を対象とし、商業地系エリア、住宅・工業地系エリアの2エリアに分類

※各エリア区分は裏面を参照

対象となるもの

ディスプレイ等の電子的な表示機器を用い、表示内容が可変する屋外広告物等（ガラス面の内側から表示するものを含む）

2 設置・表示の基準・配慮事項

項目	基準・配慮事項
明るさ（光）	**両エリア共通** 昼間：明るさ（輝度）の抑制に努める **商業地系エリア** 夜間：1,000 cd/㎡以下 **住宅・工業地系エリア** 夜間：800 cd/㎡以下 ※早朝、深夜その他健康又は生活環境に係る被害が生じやすい時間帯については、周辺環境に配慮し、消灯または減灯に努める。 ※夜間の基準値は、概ね日没から日の出までの時間帯を目安として適用する。
音	**商業地系エリア** 60dB以下 **住宅・工業地系エリア** 原則、音は出さない ※「池袋駅東口広場の境界線から十メートル以内の区域」は　75dB以下 ※商業地系エリアの基準値については、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の拡声器に係る基準を引用　（音源直下から10mの地点における音量の基準）。また、音声の出力に当たっては、同条例及び同施行規則に定める制限事項や遵守事項を遵守すること。 ※商業地系エリアで音を出す場合でも、周辺環境に配慮し、不快感を与えない音量・音色・内容とする。
表示内容（動画・色彩）	・派手な色彩や点滅、変化の激しい動画を避け、「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」（日本放送協会・一般社団法人日本民間放送連盟）の内容を踏まえた表示内容となるように努める ・公序良俗に反する表現、公衆に不快感や不安を与える表現を控える
その他	・デジタルサイネージを計画する場合は、事前に設置場所を管轄する警察署に相談すること等により、道路交通安全の確保に努める ・近隣等から問い合わせや苦情がある場合には、誠実に対応する ・大規模なデジタルサイネージを計画する場合は、区と「災害発生時における情報発信の協力に関する協定」の締結について協議を行い、発災時における帰宅困難者の誘導や情報提供に努める

エリア区分

商業地系エリア
商業系用途地域（商業地域、近隣商業地域）が指定されている区域

住宅・工業地系エリア
商業地系エリア以外の区域

※エリア境に設置され、住工業地系エリアに向けて表示されるデジタルサイネージは、住工業地系エリアの基準を適用するものとする。

注意 本資料は景観上の基準等を示すものです。東京都屋外広告物条例、道路占用その他の法令等に基づく手続が必要な場合は、別途確認してください。
また、区内には地区計画によりデジタルサイネージの設置を制限している地区もあるため、地区計画の区域に含まれる場合は、別途確認してください。

3 問い合わせ・事前相談

豊島区 都市整備部 都市計画課 届出・許認可グループ
TEL:03-4566-2633　E-mail:A0022603@city.toshima.lg.jp

令和8年11月策定